**平成２１年（フ）第８１１号**
千葉県野田市野田307番地の１　ルビアス野田1208号室
債務者　神島　　勇
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７８７号**
千葉県松戸市幸谷683番地の４
債務者　磯山　和之
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８０２号**
千葉県松戸市五香西１丁目33番地の38　五香サンロードス105号
債務者　藤　百合子（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８０４号**
千葉県柏市布施新町２丁目18番１号
債務者　伊藤　浩實
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第８３５号**
千葉県松戸市常盤平７丁目24番地の９
債務者　鎌田　光晏
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第１２４３号**
神戸市北区有野台７丁目14番の12、従前の住所大阪府豊中市宮山町２丁目21番38―111号
債務者　森田　　茂
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１６６７号**
神戸市垂水区西舞子５丁目２番16号弥生荘103号
債務者　大部　照仁
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１２５６号**
北九州市小倉北区泉台３丁目16番２号
債務者　ＮＩＫＩ建工こと　二木　勇吉
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１２５９号**
北九州市小倉南区長行西３丁目４番10号
債務者　中島　恭子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３０３号**
北九州市小倉北区平松町11―６平松団地６号棟301松下力太郎方
債務者　前川　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３０７号**
北九州市八幡東区石坪町２番27号
債務者　黒木あづさ
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３７４号**
北九州市八幡西区友田３丁目４番24―202号
債務者　河野　幸義
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３７５号**
北九州市門司区東門司１丁目14番２―601号
債務者　西　　凡生
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第９９号**
北海道北見市端野町三区440番地17
債務者　松浦　徳知
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２１年（フ）第９６７号**
北九州市小倉北区上到津４丁目９番20―407号
債務者　梅野　一成
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１２６９号**
北九州市小倉南区朽網東１丁目25番26号
債務者　楢原　春美
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３５１号**
北九州市小倉北区片野２丁目６番６―301号
債務者　辻野　惠子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３５２号**
北九州市小倉北区片野２丁目６番６―301号
債務者　辻野千津江
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部